

新たな教育旅行プログラム造成事業業務委託仕様書

1 委託業務名

新たな教育旅行プログラム造成事業

2 目的

新学習指導要領の導入により、教育旅行に対する学校のニーズは変化してきているため、これらに対応した新しい教育旅行向けプログラムを造成し、本県が教育旅行の目的地として選ばれるよう魅力向上を図る。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和5年2月28日まで

4 事業内容

本県の特色ある観光素材を活かし、学校や旅行会社等に対して教育旅行の目的地として選定されるような新たな教育旅行向けプログラムを造成する。

5 委託業務の内容

委託する業務は、下記のとおりとする。

(1) 教育旅行プログラム造成業務

佐賀県内の特色ある観光素材を活かし、地域の事業者又は団体などと連携することにより、教育旅行のニーズにあったプログラムを1件以上造成する。但し、以下の点について留意すること。

- ① 一般社団法人佐賀県観光連盟（以下「連盟」という。）が発行している「佐賀県修学旅行ガイドブック」に掲載されている既存施設が提供しているプログラム以外のものを造成すること。但し、掲載されているコンテンツを相当程度磨き上げたプログラムであると連盟が認めたものであればその限りではない。
- ② 新学習指導要領に適応した、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点でプログラムを造成すること。
- ③ 目的や効果がわかりやすく、学校及び旅行会社等が取り組みやすい内容であること。
- ④ 佐賀県ならではの要素を盛り込んだ、独自性のある新しいプログラムであること。
- ⑤ 地域の事業者又は団体等と連携し、持続可能な受入体制を構築すること。

(2) PRツール作成業務

(1) のプログラムを、教育旅行誘致活動のPRツールとして活用できるデータを作成し、連盟に提出する。

なお、納品データは、PDFデータ（Adobe Illustratorで加工できるもの）とし、CD-R等のメディアで納品すること。

(3) 連盟に対し、事業の進捗状況を適宜報告すること。

(4) 上記内容に関する実施報告書の作成を行うこと。

7 予算額

2,880千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内

8 委託料の支払

完了払とする。

9 特記事項

この仕様に定めのない事項については、連盟と協議の上、決定すること。